

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第一条関係）                  （入国者が輸入する携帯品等の免税）                  第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帯品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。                  一～三 （省 略）                  四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品                  イ 法の別表第二二二二・二二二号、第二二二二・二九号及び第二二一六・九号の二の□のEに掲げる物品のうちの一                  ロ 法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品                  （省 略）</p>		<p>関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第一条関係）                  （入国者が輸入する携帯品等の免税）                  第二条の四 同 上                  一～三 同 上                  四 同 上                  イ 法の別表第二二二二・二二二号及び第二二一六・九号の二の□のEに掲げる物品のうちの一                  ロ 同 上                  同 上</p>	
<p>本邦に入国する者</p>	<p>物 品</p>	<p>数 量</p>	<p>本邦に入国する者</p>
<p>一（省 略）                  二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月末満のものに限り、退職により下船</p>	<p>法の別表第二二二二・二二二号、第二二二二・二九号及び第二一六・九号の二の□のEに掲げる物品のうちの一</p>	<p>（省 略）                  一 一枚（四三平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。）</p>	<p>一 同 上                  二 同 上</p>
<p>法の別表第二二一・</p>	<p>一本（七六ミリリットルを</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

		<p>三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>				<p>する者を除く。）</p>
品	<p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品</p>	<p>法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>三項から第二二・八項までに掲げる物品</p> <p>法の別表第二四類に掲げる物品</p> <p>法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>本として換算する。）</p> <p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p> <p>一個（現に使用中のもので海外市価（外国においてその物品を購入する際に支払われた又は支払われるべき価格をいう。以下この条において同じ。）三万円以下のものに限る。次号において同じ。）</p>

		<p>三 同上</p>				
同上	同上	同上	同上	<p>法の別表第二二・三項から第二二・六・九号の二の（二）のEに掲げる物品のうちの一</p>	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

五 ~ 四  
(省略)

(省略)

(省略)

五 ~ 四  
同上

同上

同上

改 正 案

現 行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第一条関係）

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第一条関係）

（輸入数量の換算）

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

第七条 同 上

物 品	品 目	換算率
一 法の別表第一の第六一三項に掲げる物品	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）（第一一・一一号、第一一・一九号、第一一・九一号、第一一・九九号又は第一一・八・六号に掲げる物品	一
	関税率表第一一・九号の二、第一一・三・一一号、第一一・三・一九号の二、第一一・三・二二号の一若しくは五、第一一・四・二九号の一、第一九一・二二号の一の（□）のB又は第一九一・九号の二の（□）のBに掲げる物品	一・四
	関税率表第一一・四・一九号の一に掲げる物品	一・八
	関税率表第一一・八・一一号、第一九〇一	二・二

物 品	品 目	換算率
一 同上	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）（第一一・一一号、第一一・一九号又は第一一・八・九号の二の（□）に掲げる物品	同上
	同上	同上
	同上	同上
	同上	同上

二 法の別表 第一の六第 一四項に掲 げる物品	関税率表第一 三・一 号又は第一 三・九 号に掲げる物品	関税率表第一 二・九 号の一、第一一 三・一九号の一、第一一 三・二 号の 四、第一九 一・二 号の一の(□)のC又は 第一九 一・九 号の一の(□)のCに掲げる 物品	関税率表第一 四・一九号の三に掲げる 物品	関税率表第一 四・二九号の三に掲げる 物品	関税率表第一 四・一 号の二の(□)、第 一九 四・二 号の二の(□)、第一九 四・ 三 号、第一九 四・九 号の二又は第二 一 六・九 号の二の(一)のBの(a)に掲げる 物品	二 号の一の(□)のDの(a)又は第一九 一 ・九 号の一の(□)のDの(a)に掲げる物品	一・三
	関税率表第一 三・一 号又は第一 三・九 号に掲げる物品	関税率表第一 二・九 号の一、第一一 三・一九号の一、第一一 三・二 号の 四、第一九 一・二 号の一の(□)のC又は 第一九 一・九 号の一の(□)のCに掲げる 物品	関税率表第一 四・一九号の三に掲げる 物品	関税率表第一 四・二九号の三に掲げる 物品	関税率表第一 四・一 号の二の(□)、第 一九 四・二 号の二の(□)、第一九 四・ 三 号、第一九 四・九 号の二又は第二 一 六・九 号の二の(一)のBの(a)に掲げる 物品	二 号の一の(□)のDの(a)又は第一九 一 ・九 号の一の(□)のDの(a)に掲げる物品	一・八
三 (省略) 四 法の別表 第一の六第 二二項に掲 げる物品	(省略)	(一)のBの(b)に掲げる物品	関税率表第一 二・三 号に掲げる物品 のうち 穀付きのもの	関税率表第一 二・四 号に掲げる物品	(省略)	一・七五	
	(省略)	(一)のBの(b)に掲げる物品	関税率表第一 二・三 号に掲げる物品 のうち 穀付きのもの	関税率表第一 二・四 号に掲げる物品	(省略)	一・七五	

二 同上	関税率表第一 三・一 号に掲げる物品	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四 法の別表 第一の六第 二二項に掲 げる物品	関税率表第一 二・三 号に掲げる物品 のうち 関税率法第一三條第一項の規定の適用 を受けないもの	同上	同上	同上	同上	一・七五
	同上	同上	同上	同上	同上	一・七五

別表（第九条関係）

	<p>のうち</p> <p>関税率表第一三條第一項の規定の適用を受けないもの</p> <p>のうち</p> <p>関税率表第二二・二・三 号に掲げる物品のうち</p> <p>殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）</p> <p>関税率表第二二・二・四二号に掲げる物品のうち</p> <p>関税率表第一三條第一項の規定の適用を受けないもの</p>	
		一

<p>関税率法 別表の番号</p> <p>第二類 ～ 一一・〇八 一一・一一</p>	<p>生産された物品</p> <p>（省略）</p> <p>海草その他の藻類、ローカス トビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに 限るものとし、粉碎してある かないかを問わない。）並び に主として食用に供する果実 の核及び仁その他の植物性生 産品（チコリー）（キコリウム</p>	<p>原産品としての資格 を与えるための条件</p>
--	--	--------------------------------

別表（第九条関係）

	<p>のうち</p> <p>関税率表第一三條第一項の規定の適用を受けないもの</p>	
		一

<p>関税率法 別表の番号</p> <p>第二類 ～ 一一・〇八 一一・一一</p>	<p>生産された物品</p> <p>同上</p> <p>海草その他の藻類、ローカス トビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに 限るものとし、粉碎してある かないかを問わない。）並び に主として食用に供する果実 の核及び仁その他の植物性生 産品（チコリー）（キコリウム</p>	<p>原産品としての資格 を与えるための条件</p>
--	--	--------------------------------

一三・〇二	<p>・インテュプス変種サティヴム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品</p> <p>(2) こんにやく芋(アモルフオファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p>	<p>第七類、第八類又は第一二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一二類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一九・四	(省略)	
一九・五	<p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>(1) スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並</p>	<p>第七類、第八類、第一類、第一二類又は第一九類に該当する物品以外の</p>
一三・〇二	<p>・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
一九・四	同上	
一九・五	同上	(1) 同上
		同上

二九・〇五	<p>水銀の無機又は有機の化合物  (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマ  ルガムを除く。)のうち  オルガノインオルガニック  化合物</p>	<p>びにビスケット、クッキ  ー及びクラッカー並びに  主としてばれいしよの粉  から成る混合物を成型し  た後、食用油で揚げ又は  焼いたもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>物品からの製造</p>
二九・〇五	<p>水銀の無機又は有機の化合物  (アマルガムを除く。)のう  ち</p> <p>同上</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>第一類又は第一九類に  該当する物品以外の物品  からの製造</p>
二八・五二	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
二八・五二	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
二八・四三	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
二八・四三	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
二〇・〇一	<p>(省略)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
二〇・〇一	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

九六・一七 ~	(省略)
九六・一七 ~	同上